

外来吸入指導マニュアル

【病院薬剤師による外来吸入指導】

開始日：2018年10月1日（月）～予定

対象患者：新規使用患者及び現在吸入薬を使用中でうまくいっていない患者

I. 外来吸入指導の運用

- (1) 主治医依頼により、内科外来は薬剤部へ吸入指導の予約の電話を行う。
- (2) 主治医は患者へ当日交付する院外処方箋を事前に交付しておく。
- (3) 内科外来は患者を2階薬剤部へ案内し、薬剤部は外来相談室で、吸入指導を行う。
 - A) エアゾールの場合、補助器具（エアロチャンバープラス）の使用を薬剤師が推奨し、患者が合意すれば、交付指導し、喘息治療管理料 280 点を加算する。
※補助器具不要あるいは期限交換時の費用発生等で患者が合意しない場合
⇒吸入指導のみ行う→加算の請求はしない。（定価で患者説明：保険薬局の為）
 - B) エアゾール以外の場合、吸入指導のみ行う→加算の請求はしない。
- (4) 薬剤師は吸入指導（**実際は吸入させない：保険薬局で吸入するため**）後、院外処方箋にフリーコメントで「**院内吸入指導実施済み。調剤薬局にて交付時状況を FAX 報告希望（エアロチャンバー交付有無記入）**」と印字し、院外処方箋を差し替え交付する。
- (5) 薬剤師はその後、電子カルテに指導記録を記載し、医師へ状況を報告する。
- (6) 患者は指導終了後、内科外来又は会計を経て、調剤薬局で薬の交付を受ける。

II. 薬薬連携（調剤薬局⇒病院への報告）の開始

- (7) 調剤薬局は吸入薬の聞き取り調査を行い、FAX で薬剤部へ情報を報告する。
- (8) 薬剤部は調剤薬局からの FAX 患者情報を電子カルテで医師へ提供する。

III. 薬剤師外来の設定の運用

- (9) 次回、再診日に内科外来受付後、**診察前に**薬剤部の相談室へ来てもらう。
- (10) 病院薬剤師は患者に吸入使用による聞き取り調査を行い、電子カルテで患者情報を事前に医師へ報告する。
 - ・吸入の手技の状況確認
 - ・息止めが出来ているかどうか？
 - ・吸入のタイミングが合っているかどうか？
 - ・吸入後のうがいが出来ているかどうか？
 - ・指示された回数や量を守っているかどうか？
 - ・残量のチェック

IV. 薬薬連携（病院⇒調剤薬局への報告）の開始

- (11) 医師は調剤薬局、病院薬剤師からの報告を確認し、診察後、患者状況を電子カルテに記載。
- (12) 病院担当薬剤師は診察後の電子カルテ情報をもとに、医師のコメント内容や薬剤師のコメント内容等の患者情報を FAX で調剤薬局へ提供する。